

《重要》 消費税率変更に伴うお知らせ

2014年4月1日から、消費税率が5%から8%に変更されます。

健診・検査料金について、新税率を適用させていただきます。
これに伴い、健診・検査の税込単価も変更させていただきます。
誠に恐れ入りますが、ご理解・ご協力よろしくお願いたします。

不明な点は、お問い合わせください。

問合せ先

(健康診断関係) 本部 企画調整課 0857-23-4841
(環境検査関係) 本部 環境検査課 0857-23-4843

【経緯】2012年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」に基づき、2013年10月1日、政府は消費税率を2014年4月1日に5%から8%に引き上げることを閣議決定しました。